

許可番号 2009000261

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏名 有限会社須田工業

代表取締役 須田 哲子

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守一

複製厳禁

公開を目的とした
許可証(写)です。

許可の年月日 平成25年12月3日

許可の有効年月日 平成30年12月2日

1 事業の範囲

収集運搬(積替保管を除く。)する産業廃棄物

- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。)

以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

- ・平成5年11月9日 新規許可
- ・平成25年12月3日 更新許可

5 積替え許可の有無 有・**無**
市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 **有**・無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。